

水戸市児童福祉施設基準条例の一部改正について（案）

1 改正理由

国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市児童福祉施設基準条例について、関係規定の改正を行うものです。

2 改正内容

基準省令を参酌すべきものについて、基準省令のとおり規定します。

(1) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	改正の内容	
	基準省令	水戸市が定める基準
ア 自立支援計画の策定	母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、自立支援計画の策定が義務付けられている。当該計画を策定するに当たって勘案する事項に「年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を追加する。	基準省令のとおりとします。
イ 関係機関との連携	母子生活支援施設の長が母子の保護及び生活支援に当たって密接に連携する関係機関に「里親支援センター（※）」を追加する。	基準省令のとおりとします。

※ 里親制度の広報啓発を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助等を行う施設であり、改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）において新たに児童福祉施設として位置付けられた施設

3 施行期日

令和6年4月1日